

第7章 障害福祉サービスの円滑な提供及び 必要な見込量の確保のための方策

1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がい者に障害福祉サービスを円滑に提供するため、サービス供給の可能な事業所の整備を促進し、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、及び短期入所で提供されるサービス）の充実を図ります。

また、地域主権改革等に伴い、障害福祉サービス事業者の指定権限等が県から移譲されることから、県との連携のもと、障害福祉サービス事業への新規参入に係る情報提供・助言などの支援を行ないます。

2 障がい者の地域生活移行の一層の促進

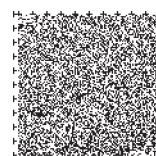
福祉施設や医療機関等に入所・入院している障がい者が地域生活へ移行できるよう、次のような方策を推進します。

- ①対象者への訪問相談や住居の確保等支援する地域移行支援、連絡体制等を確保する地域定着支援の相談体制を整備します。
- ②特に、精神科病院の長期入院者の地域移行に関しては、病院内の専門スタッフによるチーム支援や相談支援事業所の職員等に助言等を行うコーディネーター（精神保健福祉士等）設置等の事業を実施し、退院を促進します。
- ③地域における居住の確保としてのグループホーム・ケアホームの整備推進・充実等のために、施設整備に係る助成対象事業者をNPO法人等に拡大します。
- ④グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度や、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス等の必要な情報提供を行うことにより、地域における自立した生活のための支援を促進します。

3 一般就労等への移行支援の強化

障がい者の一般就労等を促進するため、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の就労に関わるサービスを拡充するほか、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の雇用関係機関等との連携を図るなど、障がい者が働き続けられる環境づくり等について、次のような方策を推進します。

- ①熊本市障害者自立支援協議会の就労部会において、就労移行支援・就労継続支援事業所、企業等を対象とした障がい者雇用研修会の開催や福祉的就労に係る事業所等を紹介するガイド集の作成等を行い、雇用関係機関や企業等の連携強化を促進します。
- ②障がい者が通所している就労継続支援事業所等の製品について、これまで実施してきた市庁舎での展示販売会に加え、区役所においての販売会や障害者週間における販売会の実施等を検討します。



③知的障がい者及び精神障がい者を、市嘱託職員として雇用する障がい者嘱託員雇用制度を拡充するとともに、特別支援学校等からのインターンシップ（職場研修）を全庁的に受け入れることにより、本人の就労能力及び就労意欲を高めるとともに、障がい者雇用・就労についての市民、企業、職員の理解を深めます。

また、継続して雇用する労働者として、新たに障がい者を雇用した企業や障がい者の法定雇用率を超えて新たに障がい者を雇用した企業に対する市独自の助成制度について、企業等への周知に努めます。

④こころの健康センター（※１）においては、精神障がい者の就労に向けた準備のための事業に取り組みます。

⑤障害福祉サービス事業者の指定権限等が県から移譲されることから、就労移行支援、就労継続支援等サービスの質や内容が向上するよう指導等を行ないます。

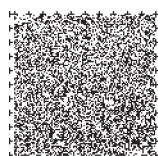
4 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談・支援が重要であることから、次のような方策を推進します。

①障害者自立支援法の改正等に伴うサービス利用計画対象者の拡大、地域相談支援の創設等を踏まえ、障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用見込み者数等を勘案し、基本相談支援を行う相談支援事業所や、サービス等利用計画の作成等を行う指定特定相談支援事業所等の相談支援の提供体制の整備を行います。

②特に、相談支援事業所については、公平・中立の確保及び地域の総合相談窓口として機能強化を図る必要があり、第４期計画（２７年度～２９年度）においては、公募による委託方式で区ごとの適正配置を図る方向とします。

③指定相談支援事業所の事業実施状況の公表等、相談支援の質の向上のための方策を検討します。



④政令指定都市移行後の取り組みとして、障害福祉サービスの相談・手続の窓口としての区役所、身体障害者手帳・療育手帳・補装具・更生医療の判定等を行なう障がい者福祉相談所（※２）、精神障害者保健福祉手帳の判定等を行なうこころの健康センターの設置、及び発達障がいに関する相談・支援を行う発達障がい者支援センターの設置により、専門的で質の高いサービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

特に、発達障がいに関しては、子ども発達支援センターに発達障がい者支援センターを併設することにより、発達障がいに関する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。

⑤熊本市障害者自立支援協議会においては、今回の障害者自立支援法の改正を踏まえ、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るための体制づくり等に取り組むとともに、引き続き関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用関係者等とのネットワークの強化を図ります。

5 虐待防止に対する取り組みの強化

①「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行（平成２４年１０月）に伴い、２４時間体制で障がい者虐待に関する通報、相談等に応じる「障がい者虐待防止センター」を設置するとともに、リーフレット・ポスター等により同センターや通報義務等について普及、啓発を図ります。

②また、関係機関や有識者等で構成する障がい者虐待防止連絡会議（仮称）を設置し、障がい者虐待に関する情報の共有化等により連携の強化に努めます。

③これらの取り組みにより、障がいのある方等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組めます。

※１ こころの健康センターとは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき設置する精神保健福祉センター

※２ 障がい者福祉相談所とは、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき設置する身体・知的障害者更生相談所

